

静岡市告示第 540号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 2 年 8 月 3 日

静岡市

上記代表者 静岡市長 田 辺 信 宏



1 都市計画の種類及び名称

静岡都市計画臨港地区 清水臨港地区

2 都市計画を定める土地の区域

縦覧する計画図表示のとおり

3 縦覧場所

静岡市役所都市局都市計画部都市計画課

静岡都市計画臨港地区の変更（静岡市決定）

都市計画清水臨港地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考		
清水臨港地区	約 509 ha	商港区	約 191.9 ha	旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域
		特殊物資港区	約 23.0 ha	石炭、鉱石その他大量ばら積を通例とする物資を取り扱わせることを目的とする区域
		工業港区	約 246.1 ha	工場その他工業用施設を設置させることを目的とする区域
		漁港区	約 10.6 ha	水産物を取り扱わせ、又は漁船の出漁の準備を行わせることを目的とする区域
		保安港区	約 23.4 ha	爆発物その他の危険物を取り扱わせることを目的とする区域
		マリーナ港区	約 1.4 ha	スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利便に供することを目的とする区域
		修景厚生港区	約 12.8 ha	その景観を整備するとともに、港湾関係者の厚生を増進を図ることを目的とする区域

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

清水港港湾計画に基づき、公有水面の埋立てにより新たに生じた土地について、既存臨港地区との一体的利用により、港湾機能の充実と港湾の適正な管理・運営を図るため、臨港地区を本案のとおり変更する。

変 更 理 由

国際拠点港湾である清水港は、近年のグローバル化の進展や激動する社会経済環境を踏まえ、国際海上コンテナ取扱機能の拡充、港湾機能の適正な配置、臨港道路体系の強化、親水空間の確保をはじめ、新たな飛躍と持続的な発展を目指した清水港港湾計画に基づき、公有水面の埋立てにより新たに生じた土地を臨港地区に編入し、計画的な利用及び適正な管理・運営を推進しているところである。

清水港の新興津地区は、静岡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において、“国際拠点港湾清水港を中心とした清水港臨港地区は、物流・生産システムなどの強化・推進を図りながら、工業地として配置する”と位置付けている。

また、静岡市都市計画マスタープランにおいても、“清水港臨海部は、既存工業施設を活かし、更なる集積を図る産業拠点”として位置付け、“ロジスティクス産業や製造業の集積を推進し、物流機能の集約と拠点化を図る”としている。

本地区は、海上コンテナ貨物の増大及びコンテナ船の大型化に対応するため、国際競争力を備えたコンテナターミナル並びに港湾関連用地及び臨港道路の整備を進めている。

今回、清水港港湾計画に基づき、公有水面埋立工事が竣工した清水新興津地区について、港湾関連機能を有する土地として計画的な利用を進め、周辺港湾施設と一体となって港湾機能の強化を図るとともに、港湾の適正な管理・運営を図るため、臨港地区を本案のとおり変更する。

第3号議案附図

No. 1

静岡都市計画 臨港地区の変更 清水臨港地区（静岡市決定）縮括図



